

長 建 産 発 第 3 5 号
令 和 2 年 7 月 6 日

会 員 各 位

長崎県建設産業団体連合会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に向けて

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和2年4月7日付け国地契第1号、国官技第6号、国営管第12号、国営計第1号、国港総第16号、国港技第3号、国空予管第15号、国空空技第5号、国空交企第3号、国北予第1号）（以下「4月7日通知」という。）のとおり通知されているところです。

今般、令和2年4月16日には、緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大されたことも踏まえ、工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）を継続する場合には、受発注者双方において感染拡大防止対策が適切に実施されるよう、別途通知を行うまでの間の取扱いを定めた旨、全国建産連を通じ国土交通省より周知依頼がまいりましたのでお知らせ申し上げます。

なお、本通知は、工事等の継続を、受注者の意に反して推奨する趣旨ではなく、受注者から一時中止等の希望がある場合には、4月7日通知に基づき、一時中止措置等を行うとともに、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応するものとされております。